

下水道関連団体と向日市との間で災害支援協定を締結しました

令和3年3月26日
向日市 上下水道部
下水道課
(075-874-3477)

向日市は、災害発生時における公共下水道施設の機能停止により、市民の生活及び社会活動等に影響を及ぼさないよう、被災した公共下水道施設の復旧支援及び査定業務支援を目的とした災害支援協定を以下のとおり下水道関連団体と締結を行いましたので、お知らせします。

本協定の締結については、公共下水道施設を有する京都府や府内22市町^{*}も同時に一括協定を締結しており、これまでの国及び京都府による連携に加え、民間事業者とも連携し、下水道施設が被災した際に早期復旧が可能となります。

1. 協定締結者 ○京都府及び府内22市町^{*}

※府内で下水道施設を管理する23市町のうち、既に協定締結をしている京都市を除いた市町

福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、京丹後市、南丹市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、和束町、精華町、京丹波町、与謝野町

○(公社)全国上下水道コンサルタント協会

○(公社)日本下水道管路管理業協会

2. 協定発効日 令和3年4月1日

3. 支援内容

(1) 公益社団法人日本下水道管路管理業協会（管路協）

- ・大規模災害時に、府からの支援要請に基づき、下水道管路施設の点検・調査等に関する業務を実施（管路協が会員事業者を参集し、業務委託契約を締結）
- ・広域災害等で、府内市町から支援要請を行う場合は、府が取りまとめた上で、管路協に要請

(2) 公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会（水コン協）

- ・大規模災害時に、府からの支援要請に基づき、下水道施設の災害査定図書の作成等に関する業務が可能な事業者リストを提供（その後、府は事業者リストの事業者と業務委託契約を締結）
- ・広域災害等で、府内市町から支援要請を行う場合は、府が取りまとめた上で、水コン協に要請